

平成17年 5月23日

土木部長

県内業者、県内産建設資材の活用について

このことについて、別添のとおり長崎県建設工事入札手続等検討委員会事務局長から通知がありましたので、お知らせします。

1 7 技 第 6 3 号
平成17年 5月23日

関係部局長様

長崎県建設工事入札手続等検討委員会事務局長
(監理課長)
(公印省略)

県内業者、県内産建設資材の活用について

平成16年3月26日付け15技第350号及び平成16年5月14日付け16技第50号で通知しておりました標記の件について、特記仕様書及び提出様式を下記のとおり改正いたしますので、関係職員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正内容

特記仕様書

改正前

第 条 本工事で使用する資材について

1. 請負者は本工事に使用する工事材料は長崎県産品とするよう努めなければならない。
2. 請負者は、請負金額が500万円以上になる時は、本工事に使用する工事材料を所定の様式にて工事着手前までに監督職員へ提出しなければならない。
3. 請負者は、使用材料の変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員へ所定の様式にて提出しなければならない。
4. 請負者は、最終請負金額が500万円以上になる場合は、本工事に使用した工事材料を工事完成後、所定の様式及び電子ファイルにて監督職員に提出しなければならない。
様式の提出については、長崎県産品の使用を強制するものではありません。

第 条 下請負人を使用する場合について

1. 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
2. 請負者は、請負金額が500万円以上になる時は、本工事に使用する下請負人を所定の様式にて工事着手前までに監督職員へ提出しなければならない。

3. 請負者は、下請負人の変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員へ所定の様式にて提出しなければならない。
4. 請負者は、最終請負金額が500万円以上になる場合は、本工事に使用した下請負人を工事完成後、所定の様式及び電子ファイルにて監督職員に提出しなければならない。
様式の提出については、県内下請負人の使用を強制するものではありません。

改正後

第 条 本工事で使用する資材について

1. 請負者は本工事に使用する工事材料は長崎県産品とするよう努めなければならない。
2. 請負者は、請負金額が500万円以上になる時は、本工事に使用する工事材料を所定の様式 - 2 (県内業者、県内産建設資材の活用用) : 建設資材使用報告書にて工事着手前までに監督職員へ提出しなければならない。
3. 請負者は、使用材料の変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員へ所定の様式 - 2 (県内業者、県内産建設資材の活用用) : 建設資材使用報告書にて提出しなければならない。
4. 請負者は、最終請負金額が500万円以上になる場合は、本工事に使用した工事材料を工事完成後、所定の様式 - 2 (県内業者、県内産建設資材の活用用) : 建設資材使用報告書及び電子ファイルにて監督職員に提出しなければならない。
様式の提出は、長崎県産品の使用を強制するものではありません。

第 条 下請負人を使用する場合について

1. 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
2. 請負者は、請負金額が500万円以上になる時は、本工事に使用する下請負人を所定の様式 - 1 (県内業者、県内産建設資材の活用用) : 下請企業使用報告書にて工事着手前までに監督職員へ提出しなければならない。
3. 請負者は、下請負人の変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員へ所定の様式 - 1 (県内業者、県内産建設資材の活用用) : 下請企業使用報告書にて提出しなければならない。
4. 請負者は、最終請負金額が500万円以上になる場合は、本工事に使用した下請負人を工事完成後、所定の様式 - 1 (県内業者、県内産建設資材の活用用) : 下請企業使用報告書及び電子ファイルにて監督職員に提出しなければならない。
様式の提出は、県内下請負人の使用を強制するものではありません。
また、この様式は、長崎県建設工事執行規則の第12条の2関係の様式第5号の2、3とは異なるものであります。

様式

改訂前

様式 - 1 : 下請負人報告書

様式 - 2 : 建設資材使用報告書

改訂後

様式 - 1 (県内業者、県内産建設資材の活用用): 下請企業使用報告書

様式 - 2 (県内業者、県内産建設資材の活用用): 建設資材使用報告書

2 . 適用年月日

平成17年6月1日以降に執行通知又は公告を行う工事より対象とする。

様式 - 1、2の報告書は、県内経済活性化を図ることを目的に「下請業者及び工事材料について県内企業の優先活用」の実態調査を行う上での報告書であります。

第 章 そ の 他

第 条 本工事で使用する資材について

- 1 請負者は本工事に使用する工事材料は長崎県産品とするよう努めなければならない。
- 2 請負者は、請負金額が500万円以上になる時は、本工事に使用する工事材料を所定の様式 - 2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書にて工事着手前までに監督職員へ提出しなければならない。
- 3 請負者は、使用材料の変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員へ所定の様式 - 2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書にて提出しなければならない。
- 4 請負者は、最終請負金額が500万円以上になる場合は、本工事に使用した工事材料を工事完成後、所定の様式 - 2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書及び電子ファイルにて監督職員に提出しなければならない。

様式の提出は、長崎県産品の使用を強制するものではありません。

長崎県産品とは

- 1) 県産品資材（土木・建築資材）の優先使用に関する要領の第2条（県産品の定義）に記載されているもの。

第2条（県産品の定義）

- 一 県内の工場で製造された資材・製品。
- 二 長崎県及び長崎県内の市町村、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発された資材・製品。
- 三 県内企業が開発し、県外の工場で製造されたものも県内製品として取り扱うものとする。
- 四 その他、県産品審査委員会で認定されたもの。

注）二次製品について

- ・材料が県外製品であっても、県内の工場等で製造・加工したものの（二次製品）であれば、県内製品として取り扱うこととする。

第 条 下請負人を使用する場合について

- 1 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
- 2 請負者は、請負金額が500万円以上になる時は、本工事に使用する下請負人を所定の様式 - 1（県内業者、県内産建設資材の活用用）：下請企業使用報告書にて工事着手前までに監督職員へ提出しなければならない。
- 3 請負者は、下請負人の変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員へ所定の様式 - 1（県内業者、県内産建設資材の活用用）：下請企業使用報告書にて提出しなければならない。
- 4 請負者は、最終請負金額が500万円以上になる場合は、本工事に使用した下請負人を工事完成後、所定の様式 - 1（県内業者、県内産建設資材の活用用）：下請企業使用報告書及び電子ファイルにて監督職員に提出しなければならない。

様式の提出は、県内下請負人の使用を強制するものではありません。

また、この様式は、長崎県建設工事執行規則の第12条の2関係の様式第5号の2、3とは異なるものであります。

下請企業使用報告書 (当初変更完成)

平成〇〇年〇〇月△△日

〇△□土木事務所
所長 ◎◎ □□ 様

会社名 ◎〇△□会社(株)

氏名 代表取締役 ◎〇 △□ 印

住所 ◎〇市△□町1-1

工事番号 〇〇第〇-〇号

工事名 □□道路改良工事

工事箇所 ◎◎市□□町

請負金額 ¥100,000,000

下請業者が県内企業か県外企業かを記入して下さい。
県内企業とは長崎県内に本店(建設業法に規定する主たる営業所を含む)を有するもの

請負金額より一次下請の合計額を差し引いた金額を記入して下さい。

下請区分を記入(一次、二次等)

支店・営業署名までご記入下さい。

下請企業一覧表

一次・二次等区分	県内/県外区分	会社名	住所	下請工種	下請金額	備考
元請	県内	◎〇△□会社(株)	◎〇市△□町1-1		20,000,000	
一次	県内	〇〇会社	〇〇市〇〇町1-1	〇〇工	40,000,000	
一次	県外	××会社 ××支店	××市××町1-2	××工	20,000,000	
一次	県内	□□会社	□□市□□町1-3	□□工	20,000,000	
二次	県外	△△会社	△△市△△町2-1	△△工	12,000,000	
二次	県内	◇◇会社	◇◇市◇◇町2-2	◇◇工	11,000,000	
二次	県内	▽▽会社	▽▽市▽▽町2-3	▽▽工	9,000,000	
二次	県外	◎◎会社 ◎◎営業所	◎◎市◎◎町2-4	◎◎工	10,000,000	
三次	県内	○△会社	○△市○△町3-1	○△工	6,000,000	
三次	県内	○□会社	○□市○□町3-2	○□工	5,000,000	
三次	県内	△×会社	△×市△×町3-3	△×工	3,000,000	

建設資材使用報告書 (当初 変更 完成)

○△□土木事務所
 所長 ◎◎ □□ 様

内 : 購入先、製造先とも県内企業。
 内× : 製造元が県内にあるにもかかわらず県外品を使用した場合。
 外 : 県内で製造されていないものを、県内の商社等を利用して購入した場合。
 外× : 県内で製造されていないものを直接メーカー、製造元と納入契約又は、県外の商社等を利用して納入契約を締結した場合。

別紙、製品品目一覧表を参照。

納入契約を締結する企業名
 (メーカー、工場、商社、問屋等)、所在地

建設資材の製造工場名、所在地

会社名 ◎○△□会社(株)
 氏名 代表取締役 ◎○ △□
 住所 ◎○市△□町1-1
 工事番号 ○○第○-○号
 工事名 □□道路改良工事
 工事箇所 ◎◎市□□町
 請負金額 ¥100,000,000

県内資材区分	製品品目	製品名	規格	単位	数量	金額	購入先		製造先		備考
							業者名	所在地	業者名	所在地	
内○	コンクリート二次製品	生コン	高炉B 18-8-40	m ³	1,000	8,900,000	◎○生コン会社(株)	◎○市◎○町	◎○生コン会社(株)	◎○市◎○町	
内○	骨材	再生クラッシュラン	0~40mm	m ³	1,500	4,050,000	◎△砕石(株)	◎○市△△町	◎△砕石(株)	◎○市△△町	
内○	骨材	再生粒調砕石	0~40mm	m ³	800	2,320,000	◎△砕石(株)	◎○市△△町	◎△砕石(株)	◎○市△△町	
内○	コンクリート二次製品	自由勾配側溝	300*300*2000	本	50	445,000	◎□コンクリート(株)	◎○市□□町	◎□コンクリート(株)	◎○市□□町	
内○	コンクリート二次製品	自由勾配側溝	300*400*2000	本	50	525,000	◎□コンクリート(株)	◎○市□□町	◎□コンクリート(株)	◎○市□□町	
内○	コンクリート二次製品	自由勾配側溝	300*500*2000	本	50	600,000	◎□コンクリート(株)	◎○市□□町	◎□コンクリート(株)	◎○市□□町	
内×	コンクリート二次製品	管渠型側溝	300*300*2000	本	90	1,170,000	(株)×△コンクリート	×□市×□町	(株)×△コンクリート	×□市×□町	
内×	コンクリート二次製品	管渠型側溝	300*300*2000	本	10	220,000	(株)×△コンクリート	×□市×□町	(株)×△コンクリート	×□市×□町	
内○	コンクリート二次製品	自由勾配側溝ふた	T-25 300用	枚	270	405,000	◎△砕石(株)	◎○市△△町	◎△砕石(株)	◎○市△△町	
外○	鉄鋼二次製品・非鉄金属	鋼製ふた	T-25 300用	枚	15	135,000	(株)◎○商店	△△市△△町	(株)××鉄鋼	××市××町	
外○	道路交通安全施設材料	ガードレール	Gr-B-4E メッキ	m	1,000	4,500,000	(株)◎○商店	△△市△△町	(株)××鉄鋼	××市××町	
外○	道路交通安全施設材料	転落防止柵	H1100*L=3000 4段ヒーム土中用	m	500	2,000,000	(株)◎○商店	△△市△△町	(株)××鉄鋼	××市××町	
内○	コンクリート二次製品	コンクリート積ブロック	300*400*350	m ²	800	2,656,000	◎□コンクリート(株)	◎○市□□町	◎□コンクリート(株)	◎○市□□町	
外×	コンクリート二次製品	大型積みブロック	100*998*1000	個	200	5,040,000	△×コンクリート(株)	△×市△×町	△×コンクリート(株)	△×市△×町	
内○	道路舗装材料類	アスファルト合材	再生密粒度アスコン	トン	450	3,375,000	◇◇合材工場(株)	◎○市◇◇町	◇◇合材工場(株)	◎○市◇◇町	
外×	道路舗装材料類	アスファルト乳剤	PK-3	リットル	200	30,000	(株)××商店	××市××町	◎○石油	××市△△町	
内○	骨材	砂	置換用	m ³	50	100,000	◎○商店(株)	◎○市◎○町	△○産業(株)	△○市◎□町	

※全ての建設資材を記入して下さい。